## 議案第4号

公の施設に関する条例の一部改正について

公の施設に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年 3月 1日提出 五ヶ瀬町長 原 田 俊 平 平成 年 月 日 五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

## 公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例(昭和50年条例第8号)の一部を次のように改正する。 別表第1中

Γ

祇園町住宅(1戸)	11	五ヶ瀬町大字鞍岡
	//	2870 番地 4
銀世界住宅(3戸)	11	五ヶ瀬町大字鞍岡
	<i>"</i>	6107 番地

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

2 教育関係の公の施設に関する条例(昭和50年条例第9条)の一部を次のように改正する。

別表第2号中

Γ

へき地教員住宅	貫原住宅	2戸
同	銀世界住宅	3戸

」を

|--|

に改める。